

# 謝金等支払規定

(目的)

第1条 この規程は、防府市通所サービス連絡協議会が支払う謝金等について必要な事項を定めることを目的とする。

(支払対象者)

第2条 防府市通所サービス連絡協議会の会員以外の者とし、当該事項において収益を得ることができない場合、この規程による謝金等支払対象者とする。

(謝金等の対象となる研修及び活動)

第3条 謝金等の対象となる研修及び活動は、理事会及び会長が防府市通所サービス連絡協議会の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断した場合とする。

(謝金等の単価)

第4条 謝金の単価は、表1に定める金額を基本とする。

- 2 理事会又は会長は、必要に応じて、前項の会議出席謝金の単価を減額することができる。
- 3 理事会の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の謝金の単価を増額することができる。

第1

項目	規格	金額	単位
講師料	講師を主に実施されている方	講師側規定に準ずる	
	年間講師回数が50回以上	5,000円(※1)	時間
	年間講師回数が50回以下	5,000円	回
用紙代	A4	1円	枚
	A3	2円	枚
印刷代	白黒	5円	枚
	カラー	20円	枚
FAX代		5円	件

※1 30分毎の支払いとし、30分以下は切り捨て支給

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第5条 第2条に定める謝金対象者には、第7条、第8条及び第9条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

- 2 理事長又は事務局長は、必要に応じて、前項の交通費及び宿泊費等の実費相当額を減額ができると共に、千円未満の端数を切り上げて支給することができる。

(改正)

第6条 この規程の改正は理事会にて行う。

(雑則)

第7条 この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日に遡って適用する。

この規程は、一部を改定し、平成28年8月1日より適用する。